レンタル契約書事項

第１条 （目的）

甲は、乙に対し、裏面レンタル契約書（以下「契約書」という）に記載する数量のマット（以下「商品」という）を貸借し、乙はこれを賃借する。

第２条 （レンタル期間）

レンタル期間は、契約書の期間とし、甲が乙の指定場所に商品を納入した日または商品を渡した日を開始日とし、甲が商品の返還を受けた日を終了日とする。

第３条（レンタル料金）

１．レンタル料金は契約書のとおりとし、乙は甲に対し、レンタル期間開始日までに料金を支払う。

第４条 （引渡し）

甲は乙に対し、商品をレンタル契約開始日に引渡し、乙は商品をレンタル契約終了日に返還する。

第５条 （善管注意義務、禁止事項）

１．乙は、商品を善良な管理者の注意をもって使用管理し、商品を譲渡、転貸、担保提供、その他一切の処分をしてはならない。

２．甲は、レンタルマット使用によるケガ、事故の責任を一切負わないものとする。乙は、安全を十分に配慮した中で使用すること。

第６条（維持管理費）

１．レンタル期間中における、商品の使用に関して必要となる消耗品等の費用については、乙が負担する。

２．レンタル期間中に商品が破損等した場合の修理費用は、乙が負担する。ただし、故意でない場合の破損などは話し合いの上、決定する。

第７条（商品の滅失、毀損）

商品が、乙の故意または過失により滅失、盗難、又は損傷して利用不能となったときは、乙は甲に対し、商品代を支払わなければならない。

この場合には、その支払がなされた時点で本契約は終了する。

第８条（契約解除）

乙がレンタル料金の支払いを怠る等、本契約に違反したときは、甲は催告通知を要せず契約を解除でき、乙は直ちに商品を甲に返還し、

また甲は損害を乙に請求できるものとする。

第９条 （反社会的勢力の排除）

１．甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。

（１）自らまたはその役員が暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者、またはその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと。

（２）本契約の締結が、反社会的勢力の活動を助長し、またはその運営に資するものでないこと。

２．甲及び乙は、反社会的勢力の排除に厳正に取り組んでおり、双方が相手方による前項の確約に依拠して本契約の締結及び履行をするものであることを確認する。

３．甲または乙の一方について第１項の確約に反する事実が判明した場合、その相手方は、書面で通知を行うことにより何らの催告も行うことなく、本契約を解除することができる。

４．前項の規定により本契約が解除された場合、解除された者は、その相手方に対し、解除により生じる損害について、一切の請求を行わないものとし、解除権行使者は解除原因者に対し、解除により生じる損害について、請求できる。第１０条 （公正証書）

乙は、本契約に基づく金銭債務の履行を怠ったときには強制執行を受けても異議がないことを承諾のうえ、甲から請求あり次第、乙の負担で本契約を公正証書とする。

第１１条（協議）

本契約に定めのない事項及び解釈上疑義を生じたときは、甲及び乙双方協議の上解決する。

第１２条 （合意管轄）

甲及び乙は、本契約に関する紛争解決につき、甲の所在地の管轄裁判所とすることに合意する。

本契約を証するものとして本書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ、各１通を保有する。

 年　　 月　　 日

甲　　静岡県静岡市清水区八坂北１－２１－３７

　　　富士護謨産業　株式会社

　　　　代表取締役　　宇佐美　裕之

乙

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  |  | 年　　　　月　　　　日 |
| レンタル契約書 |  |
| 　 | 賃借人(乙) | 賃貸人(甲) |
| 会社名・法人名 | 　 | 富士護謨産業株式会社 |
| 住所 | 〒 | 〒424-0023静岡県静岡市清水区八坂北1-21-37 |
| 代表者名 | 　 | 代表取締役社長　宇佐美裕之 |
| 電話 | 　 | ０５４－３６７－０１３１ |
| FAX | 　 | ０５４－３６５－０４４９ |
| 担当者名 | 印　 | 営業　森脇 |
| 上記の賃貸人（以下「甲」という）と貸借人（以下「乙」という）は裏面レンタル契約書事項に伴い |
| 　　　　年　　　　月　　　　日に下記の通りにレンタル契約を締結いたします。 |
| レンタル契約期間 |
| 年　　　月　　　日　　～　　　　年　　　月　　　日 |
| 使用用途（使用場所、イベント名） |
| 　 |
| レンタル商品 |
| BLACKPAUGAマット　200\*1000\*2000mm　1個 |
| レンタル金額 |
| 　　　　　円　　　 |